

商品概要説明書

J A山口県

【保証会社：山口県農業信用基金協会】用

商品名	J Aカードローン
ご利用いただける方	○当 J A の地区内に在住の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終契約更新時年齢が 65 歳未満の方。 ※ただし、契約金額が 50 万円以内の場合は 70 歳未満の方。 ○安定継続した収入がある方。 ①農業者の方 ・契約金額が 50 万円以内の場合 … 前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。 ・契約金額が 50 万円超 300 万円以内の場合 … 前年度税引前所得が 200 万円以上ある方。 ②農業者以外の方 ・契約金額が 50 万円以内の場合 … 前年度税込年収が 200 万円以上ある方。 ・契約金額が 50 万円超 300 万円以内の場合 … 前年度税込年収が 300 万円以上ある方。 ○営農年数、勤続（または営業）年数が一定期間以上ある方。ただし、年金受給者は除きます。 ・農業者の場合 … 契約金額が 50 万円超の場合は、営農年数が 3 年以上であること。 ・農業者以外の場合 … 契約金額が 50 万円超の場合は、勤続（営業）年数が 3 年以上であること。 ○生活の本拠が定まっている方。 ○契約金額が 50 万円超 300 万円以内の場合、J A との間に以下の安定した信用事業取引がある方。 ・給与所得者の方は、給振、財形、公共料金等の口座振替、J A カード、定期貯金、定期積金、年金について 2 種類以上の取引実績があり、本人持家（同居家族名義を含む）または世帯居住の社宅に居住している方。 ・農業者以外の自営業者の方は、J A との信用事業取引 3 年以上で、かつ定期貯金 50 万円以上の実績がある方。 ○農業者以外の自営業者の方は、本人または同居家族の持ち家である方。 ○J A との間でカードローン取引を行っていない方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。

資金使途	○生活に必要とする一切の資金とします。（ただし、負債整理資金および事業性資金は除きます。）
契約金額	○契約金額 300 万円以内（ご契約額は 10 万円単位）とします。
契約期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 1 日（休日の場合は翌営業日）までとします。 なお、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。
借入利率	○お借入後の利率は、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）の当 J A の定める基準金利により、年 2 回見直しを行います。 なお、お借入利率に年 1.80% の保証料を含みます。 ○金利については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○約定返済 ・毎月 1 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とします。 ・約定返済額は次の 2 つのうち、いずれか少ない金額とします。 ① 前月約定返済日（通常 1 日）の貸越残高×2%（万円単位切り上げ）。 ② 当月約定返済日前日（通常月末日）の貸越残高。 （貸越利息組入後の残高） ・返済方法は返済用貯金口座から自動引落としによりご返済いただきます。 ○随時返済 ・随時、A T M および J A 窓口で行うことができます。
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とします。日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（山口県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○A T M・C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。

	【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 (北九州) 電話：093-561-0360 (福岡) 電話：092-741-3208 (久留米) 電話：0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 (大阪府) (J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○その他ご不明の点がございましたら、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

(2023 年 1 月 4 日現在)